

北宋慶暦年間の官売法下末塩鈔制度の混乱について

幸, 徹

<https://doi.org/10.15017/2341011>

出版情報 : 史淵. 113, pp.93-115, 1976-03-31. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

北宋慶曆年間の官売法下末塩鈔制度の混乱について

幸

徹

緒言

北宋の首都開封府への東南地方財源吸収策の一環として重要な役割を果たした官売法下末塩鈔（以下末塩鈔）の制度については、既に幾つかの論考^①によってその制度の概観又は要綱に触れているし、末塩鈔制度成立の事情やその中核となる末塩鈔の京師現銭發行法の定着についても詳考を発表している^②。本考は、このような創制期の過程を経て制度的安定の基盤を得た末塩鈔が、その制度的展開の出端を挫かれるように、俄に迎えた康定・慶曆年間の対西夏辺境戦争とそれに伴う財政危機によって、混乱に露された過程を考察し、その混乱によって末塩鈔制度の母胎である東南官売塩法体制も重大な動揺を受けたことを考察するものである。このような末塩鈔制度の創制とその混乱・収拾の経過の稍細密な考察は、東南官売塩法体制・末塩鈔制度の要綱や制度的展開の考察に役立つばかりでなく、解州顯塩制度や茶法・便銭制度などの考察と比較することによって、手形制度の広域商業機動力に依存する宋代財政制度の重要局面を理解するに役立つ、併せて手形行使に集約される形での南北広域流通商業の量的側面の考察にも甚だ役立つものがある。

一、対西夏辺境戦争と中央財政の困難化

北宋時代の北方辺境戦争に起因する国家財政の窮乏とそれに伴う政府発行手形諸制度の混乱については、解塩鈔や

茶鈔や蔡京通商法期の通商法下末塩鈔などに関する若干の論考や知識があるが、官売法下末塩鈔についてはその既成知識も乏しいので、解塩鈔・茶鈔の混乱と並行して末塩鈔の制度的混乱を見る必要がある。

康定・慶曆年間を主とする対西夏戦に伴う中央財政困難化の現象については、続資治通鑑長編（以下長編）卷二百九治平四年閏三月丙午の条に次のようにあるのが印象深い。

翰林学士承旨張方平、又奏疏論国計曰、…（中略）…。宝元康定中、夏寇阻命、西師在野。既聚軍馬、即須入中糧草。在京支還交鈔銀錢物帛、一歲約支一千萬貫以上。三司無以計畫、即須内帑供給。慶曆二年三年連年支撥内庫銀絀絹、只此兩次六百萬匹兩。三司以補不足、尋即支盡。

この記事によれば、西夏との交戦のために集結された軍隊の糧草調達費を陝西地方財政のみで賄うことは出来ないの、商人の糧草入中の代価支払は京師開封府で行うことよって、陝西軍事費の相当部分を中央財政が負担するわけであるが、その糧草交鈔の支払に充てられる銀・銭・物帛は一年間平均一千万貫以上の額にも達していたという。これに加えて、交戦の続いた数年間の継続支払が必要であったため、中央財政官庁たる三司は全く支払に窮し、止むを得ず天子直轄の内蔵庫に緊急融資を願い出て、慶曆二・三年の二年間だけでも六百万匹兩の融通を受けたが、それも直ちに支払し尽す有様であったという。陝西地方に於ける対西夏戦が最高潮に達していた慶曆初年軍事費の中央財政負担分が、年平均一千万貫にも達していたことは、契丹に対する河北地方边境警備費の中央財政負担分がこの頃年間三百万貫程度であったのに比べれば、交戦中の軍事費の異常な膨脹ぶりが知られる。この年間一千万貫の軍事補給費が誇張ではなかったことは、西夏との和平が成立した慶曆四年から五年を経た皇祐元年の軍事補給費が、終戦処理や边境警備のためとはいえ、年間五百万貫を超えていることから知られる。長編卷一百六十七皇祐元年十月壬戌の条に

遣戸部副使工部員外郎包拯、與陝西轉運司議塩法。…（中略）…。拯還自陝西又言、今天下財用所以窘乏、

蓋自西事以來、三路並仰給三司、逐路歲入糧草支權貨務見錢銀絹香茶等、約數千萬貫。是所入有限而出無限。安得不窘乏也。……(中略)……。但令三路各自足用、則帑廩何患不實哉。只如陝西、自有解鹽之利。若盡以付與、令置糧草、一二年後、可全減權貨務每歲見錢銀絹等五七百萬貫。

とあるの「權貨務每歲見錢銀絹等五七百萬貫」とある記事がその証拠である。交戦中の軍事補給費の巨額さが知られよう。

このような対西夏戦に伴う巨額の中央財政支出に對して、中央財政の支柱である京師權貨務の常年の財政収入額は五百萬貫程度でしかなかった。宋史一八四食貨志下六茶下の項に

皇祐二年、知定州韓琦及河北轉運司皆以為言、下三司議。三司奏、自改法至今、凡得穀二百二十八萬餘石、芻五十六萬餘困。而費緡錢一百九十五萬有奇、茶塩香藥又為緡錢一千二百九十五萬有奇。茶塩香藥民用有限、權貨務歲課不過五百萬緡。今散於民間者既多、所在積而不售。

とあつて、「權貨務歲課不過五百萬緡」と記されているのが、その一例証である。この權貨務歲課五百萬緡は、對西夏戦が収束されてから数年後の皇祐二年の記事に見える額であるから、對西夏戦直前の額とは異なるように思われる。けれども、權貨務収入は元來茶・塩・香藥・便錢等交鈔の發行による現錢収入がその主体であり、この五百萬緡はその常年の基礎収入額として引用されたものようであるから、對西夏戦前の京師權貨務収入と見ても差支えないはずである。ともかく、このような例証によつて、對西夏戦に突入した康定・慶曆年間の京師權貨務を支柱とする中央財政の異常な収支不均衡の狀況が知られよう。年間支出が収入の二倍に達するとは、財政困難も甚だしいと言わねばならない。

二、中央財政収入増加策の限界

陝西地方における対西夏戦の開始に伴う空前の糧草交鈔増発に応ずる京師權貨務支払の激増は、京師權貨務年間収入五百万貫を中心とする中央財政の収支均衡を忽ち失わせることとなった。この財政困難を克服するために、中央財政を管掌する三司が採った方策に三通りのものがあつたことに注意すべきである。その一はとりあえず天子直轄の内蔵庫より緊急融資を受けることであり、その二は權貨務及び三司の管轄する財政収入を増すことであり、その三は權貨務が発行する茶・塩などの交鈔をこれまで以上に増発することであつた。その一の内蔵庫より緊急融資を受ける他方依存の方策は、先掲記事によつて見たように、慶曆二年・三年に計六百万匹兩の巨額融資を受けたのが限度のようであるから、三司としては他の方策によつて財政危機を克服する外はない。こうして、それと並行して他の二方策が強力に推行されることとなつた。

対西夏戦に起因する中央財政危機を克服する方策としての京師權貨務及び三司管轄財政収入増加策は、西夏との交戦が勃発した宝元二年末の翌康定元年から始められている。宋会要輯稿（以下会要）食貨三六權易康定元年二月二十一日の条に

三司言。乞從京支乳香、赴京東等路、委輦運司均分於部下州軍出売。其錢候及數目、即部押上京、充權貨務年額。及淮南江浙所売末塩、乞委逐路輦運司選官計度、於真州揚州漣水軍裝載、分往諸州出売。其売到錢亦部押上京。從之。

とある記事の前半は、滯貨となつていた「乳香」を京東路などの地方にて強制割當販売させ、その代金を京師まで護送させることによつて權貨務収入を増そうとしていることを伝えたものであり、又記事の後半は、淮南路・江南路・兩浙路などの東南地方にては、元來恒常的な末塩の官売塩法体制が運営されているのにもかかわらず、臨時に一定量

の末塩を優先的に強制割當販売させ、その代金をこれ又京師まで護送させて、権貨務収入を増そうとしていることを伝えたものである。これらの乳香や末塩の臨時的強制販売には諸般の制約があり、財政増収額も多くはないので、より巨額の増収を図るには更に広範な長期的増収策が必要となったのは當然であろう。こうして翌慶曆元年からは、専売税収入の長期的増収を目的とする茶・塩・酒などの専売品価格の値上げと商税増徴とが行われるようになった。長編卷一百三十三慶曆元年九月乙卯の条に

以權塩鉄判官侍御史蕭定基・祠部員外郎集賢校理判戸部勾院王琪並提舉計度江南東西荊湖南北路塩酒公事。琪言、四路民間塩不足、酒課歲不登。請與定基俱往尋。復命制置發運使楊告、兼計度利害。……（中略）……。自是塩酒課歲增三十萬六千餘緡。

とあるのは、三司属官たる塩鉄判官や戸部勾院の官員が末塩や酒などの専売税増収を図るために東南現地に出向き、東南地方財政の綜合運営を管掌する制置發運使と協議して、専売品価格の値上げを実施し、相當の増収を得たことを伝えたものである。この記事だけでは、専売品価格の値上げは東南地方だけに限られているように見えるが、他の記事を参照すれば、陝西地方や京東地方でも専売品価格の値上げが行われ、商税増徴も行われたことが知られる。長編卷一百四十三慶曆三年九月癸巳の条に

諫官余靖言。……（中略）……。今三辺有百萬待哺之卒。計天下二稅上供之外、能足其食乎。故茶塩酒稅山澤雜産之利、盡歸於官、尚猶日算歲計、恐其不足。……（中略）……。臣伏見、二年以來、陝西淮南江浙添取塩酒餉錢、而民犯愈多。

とあるのは、三司属官が東南地方に派遣された翌慶曆二年からは、陝西地方なども含めて略全国的に専売品価格の引上げが行われたことを伝えるものである。

京師権貨務収入増加策につながる専売品価格の一連の引上げの他に、これまでの専売体制を大改変してまで、より

多くの専売税収入を得ようとした重要な例がある。それは都開封府をも含む解塩東塩地域の塩法体制を通商塩法から官売塩法へ大改変させた范宗傑の塩法である。長編卷一百三十五慶曆二年正月戊午の条に

自元昊反、聚兵西鄙、並刃入中芻粟者寡、臬官急於兵食。因聽入中芻粟、予券趨京師權貨務受錢若金銀、入中他貨、予券償以池塩。……（中略）……。朝廷知其弊。戊午。用三司使姚仲孫請、以度支判官刑部員外郎秘閣校理

范宗傑、為制置解塩使、往經度之、詔復京師權法。宗傑請、凡商人以虛估受券及已受塩未鬻者、皆計直輸虧官錢。内地州軍民間塩、悉収市入官、為置場增價而出之。

とあるのは、検討を経た後、解塩官売塩法が実施されたことを伝えるものである。此の范宗傑の解塩官売塩法は、僅か二・三年後により有名な范祥の解塩通商塩法によって取って替られるのであるが、ともかく専売税増収策の一環としての役割を有していたことは明きらかである。

対西夏戦に伴う中央財政収支の異常な不均衡を克服解消する方策として、前述のような専売税を主とする収入増加策が施行された結果、慶曆年間中頃から相應の増収効果が挙げたのは確かなようである。長編卷二百九治平四年閏三月丙午の条に

翰林学士承旨張方平、又奏疏論国計曰、……（中略）……。臣慶曆五年、取諸路塩酒商稅歲課、比景德計會録、皆増及三数倍以上。景德中収商稅四百五十餘萬貫、慶曆中一千九百七十五萬餘貫。景德中収酒課四百一十八萬餘貫、慶曆中収一千七百一十萬餘貫。景德中収塩稅課三百三十五萬餘貫、慶曆中収七百一十五萬餘貫。但茶亦有増而不多爾。

とあるのは、慶曆年を遡ること四十年の景德年間の専売税収入と慶曆年間の収入との比較を行なっているのであるが、この三数倍に上る収入増が總べて慶曆年間増収策の結果ではないにしても、慶曆年間のそれが他の年間を大幅に上廻っていたに違いないことは充分察せられる。

しかしながら、このような専売税を主とする財政増収策が窮極的には効果を挙げたかということになると、それは大いに疑問である。というのは、その増収策によって中央財政の異常な困難が克服解消されたのなら、たとえ相當の財政經濟的弊害が伴ったとしても、その効果は挙げたことになるのであるが、実際には折角の地方財政増収を中央京師に集中させる際に、重大な財政經濟上の障害があつて、増収財物の權貨務集中が円滑に行われなかつたからである。この間の財政經濟事情を稍詳述すれば、全国的な塩酒價格の値上げなど一連の専売税増収策によつて、年間數百萬貫の増収を挙げることは可能であつたが、京師近辺地方の若干を除いて、折角の増収の大部分は地方州県官司に広く散在していることに先ず留意しなければならない。これらの地方散在現錢は、京師權貨務に集中してこそ初めて役立ち、陝西辺境地域軍糧納入の糧草交鈔への支払機能を果たすことが出来る。そこで、この地方散在現錢を京師に集中活用する価値輸送のために種々の財政操作が試みられたが、そのどれにも財政經濟的障害が付隨して、遂に効果的ではなかつたということである。先ず第一に銅錢そのものを現錢輸送する財政操作であるが、何処でも等価値な銅錢にその數割にも達する運送費を掛けるのは損失が大き過ぎ、又何よりも銅錢が大量に搬出される地域に「錢荒」と称される銅錢流通量不足の通貨混乱を起こし、集中される京師地域には物価高を起こすので、銅錢輸送には重大な財政經濟的障害があつたことを忘れてはならない。先に掲げた記事中に、京東路で乳香を強制販売し、或いは東南地方で未塩を臨時強制販売して、それらの代価を京師權貨務へ運送させた例が見られたが、一・二回の現錢輸送ならいざ知らずとしても、これらの代価現錢の京師への輸送が毎年繰り返し行われる筈もないことは明きらかであろう。次に第二の財政操作として、銅錢を長距離輸送に適した金・銀・絹などの所謂「輕貨」に変えての価値輸送がある。これらの輕貨は価値高くして輸送費は比較的安く、銅錢輸送ほどの財政經濟的障害もない。しかしながら、西夏と交戦中の宝元―慶曆年間には、この財政操作が効果的に行われた事實は少ない。というのは、地方小經濟圏に散在する州県官司の銅錢を輕貨に変えるには大いに商業的投機がからむから、その忽卒な実施は地方での銅錢暴落や京師で

の金銀軽貨の暴落現象を生じさせ、地方現錢の軽貨による京師集中は効果的ではなくなるからであろう。計画的恒常的な「均輸法」措置が必要な所であるが、俄な辺境戦争に見舞われた慶曆年間には何の準備も無く、交戦中の数年間は財政操作の試行錯誤と混乱の中に過ぎた観がある。更に第三の価値輸送のための財政操作として「便錢・便換・便易」の利用があるが、専売増収策の施行以来俄に生じた地方散在現錢を支払対象として、京師權貨務が便錢鈔利用奨励を行なつても、商人がただちに応ずるわけはなく、權貨務が必要とする数百万貫の現錢納入による便錢鈔利用がある筈も無かつた。せいぜい地方現錢所在地の商業的便益度によって「緊便錢・漫便錢」に区分し、河北地方糧草交鈔の「三說法・四說法」の支払の一部に充てる位が応分の所であつた。京師と東南地方の間などを往来する広域流通商人にとっては、地方に散在する現錢などは商機に乏しく、京師に現錢を納入して地方での支払を受けるのなら、むしろ茶・塩鈔などのようなその行使販売によって利益を得ることの出来るものの方が有利なのは當然であつた。北宋中期に入って便錢鈔の利用が停滞し、茶鈔から末塩鈔の利用へと広域流通手形利用の大勢が移行したようであるのはこの故であろう。

このような次第で、対西夏戦に起因する中央財政危機を克服する方策として俄に始められた地方専売税を主とする財政増収策は、数年間にわたる相當期間の継続的増収策であり、相當な増収の成果を挙げ、更にはその増収策の徹底によつては中央財政の危機を解消し得る余力がありながら、一には現錢輸送の通貨問題化によつて、二には軽貨調達輸送制度の不備によつて、三には便錢制度の不充分さによつて、京師中央財政の危機を克服するに役立つまでには至らず、折角の地方専売増収は徒らに民衆を煩わせただけの不効率な収入に終つてしまつた観がある。要するに、北宋のような広大な經濟圏を綜合する広域流通商業が盛行した時代においては、さながら国家財政の自給自足的操作の趣のある現錢輸送や軽貨代替輸送などだけでは經濟活動を主導することは困難であり、従つて中央財政危機を克服解消することも困難であつたということである。地方財政増収の不効率な中央輸送に頼らざるを得なかつた中央財政収

入増加策の限界であろう。

三、官売法下末塩鈔の鬻換発行

対西夏戦の開始に起因する中央財政の危機が、地方専売税増収とその京師輸送の方策に依存することによって克服解消出来ないとするれば、後は第三の方策として、京師権貨務が管轄する解塩鈔・茶鈔・末塩鈔などの交鈔類を飛躍的に増発して中央収入増加を図ることしか残っていない。この交鈔類の発行による財政収入が、権貨務常年の収入五百万貫の主体をなし、陝西糧草交鈔の支払に充てられる「権貨務見銭銀絹」や「銀錢物帛」の主流であったことは留意を要する。京師における両税・商税・酒法による現錢収入は、普通には京師行政費に支出されて権貨務の収入とはならない。しかしながら、この交鈔類増発による中央収入増加の方策にも大きな制約があった。このような交鈔類発行の事情について稍詳述すると、先ず交鈔類の発行制度についてであるが、末塩鈔の発行法については、その創制後程ない天聖年間に、京師権貨務に現錢を納入して末塩鈔の発行を受けるという京師現錢發行法が定着していたことは先述したが、これと並行するように解塩鈔や茶鈔にも京師現錢發行法が定着するようになった。京師現錢發行と云つても銅銭だけに限るわけではなく、銅銭に準ずる貨幣機能を有する金・銀・絹も一樣に現錢として扱われるので、その財政収入は「権貨務見銭銀絹」と称されることとなる。このような京師現錢發行法においては、交鈔類は茶・塩販売の商業的需要に応じて発行されるものであり、殊に末塩鈔の場合には、東南地方における末塩販売―東南物資の調達・輸送―京師における東南物資販売による現錢獲得などの広域流通商業の需要に応じて発行されるものとなる。従つて交鈔類の年間発行額は、長期的には大きな変動はあつても、短期的には変動少なく、商業的需要に応じて定額化してくる。交鈔類発行による年間収入が「歳額・祖額」として予算化される所以である。この定額化が進むと、交鈔の京師現錢發行法を京師物資發行法に変えて交鈔類発行に刺激を加えてみても、収入項目に若干の穀物類が加わる程度で、

交鈔類發行額には大した変動も起こらなくなる。これは末塩鈔の京師現錢發行法の定着の過程で見た所である。⁵⁾ このような京師發行交鈔類の發行事情であるから、対西夏戦の開始によって中央財政が甚だしい困難に陥つたとしても、俄に交鈔類の急激な増発やそれによる中央財政増収が出来るわけではないことが知られる。中央財政危機克服の方策としての交鈔類増発策にとつて、商業的需要の存在は大きな限界であり制約であつた。

次に、交鈔類の發行によつて得られる京師權貨務収入の支出面の事情について稍考察を加えよう。「權貨務歳課五百萬貫」と称される収入の大部分は、そのまゝ、辺境糧草交鈔への支払に充てられるのが權貨務運営の実態であるから、交鈔類の發行が京師現錢法によつて行われている時期には、糧草交鈔への支払も當然京師現錢法によつて行われることとなる。宋史九本紀八天聖元年の条に

五月甲子、行陝西河北入中芻糧見錢法。

とあるのや、長編卷一百天聖元年正月丁亥の条の末尾に

商人入芻粟塞下者、隨所在実估、度地理遠近、增其直。……（中略）……。給券至京師、一切以緡錢償之。謂之見錢法。

とあるのに見られるような陝西・河北糧草交鈔に対する權貨務現錢支払方式の定着がそれを示している。⁶⁾ 權貨務現錢は陝西糧草交鈔への支払のみに充てられるのではなくして、むしろその大半は河北糧草交鈔への支払に充てられることに留意を要する。このような天聖・景祐年間に定着しつゝあつた糧草交鈔への現錢支払方式は、交鈔類の京師現錢發行法とは対称的に、糧草交鈔への京師現錢支払法と称すべきであろう。發行法と支払法との両者は、權貨務を軸として対称的に作動しているのであり、両者が均衡を保つように運営するのが、正に權貨務の重要な職務であつたことが知られる。

さて、このような京師權貨務を軸とする交鈔類の發行による現錢収入と糧草交鈔への支払による現錢支出とが、微

妙な均衡を保つべく運営されている時期に、対西夏戦が勃発し、緊急支払を要する陝西糧草交鈔が無慮年間一千万貫近くも殺倒して来れば、如何なる事態が生ずるか、火を見るより明きらかであろう。たとえ一時的には河北糧草交鈔への支払を犠牲にして、陝西糧草交鈔のみに支払ったとしても、交鈔類発行による現銭収入は年間五百万貫に過ぎないから、すぐに権貨務現銭は尽きてしまう。陝西糧草交鈔への支払を停止すれば、辺境軍糧調達に不測の事態を生ずる。この中央財政危機に対処すべき財政融通・増収の諸方策に皆限界や障害や制約があったとしても、権貨務を支柱とする中央財政を破綻させるわけにはいかない。どのような障害があっても、可能な限りの措置を構する必要がある。このような事態においては、それらの諸方策の中でも、障害や制約が最も軽くて緊急の融通・増収措置が可能な方向に財政措置が向かうのは當然であろう。こうして、中央財政危機の克服策として、障害や制約の著しい内蔵庫よりの緊急融資方策や地方増収専売税の中央輸送方策を可能な限り活用しつつも、第三の権貨務発行交鈔類の増発方策を強力に推進することとなったようである。しかしながら、権貨務の交鈔類京師現銭發行法には商業的需要に依存するという制約があつて、その發行額は五百万貫程度に定額化していたことは先述した。その商業的需要を待っていたのでは、期待する交鈔類の増発は出来ない。中央財政危機克服の切札たる交鈔類の増発の爲には、この制約を打破する緊急措置が不可欠である。このような中央財政緊急事態の下で行われた財政措置が、権貨務にて支払不能となつて滞積しつゝ、あつた陝西糧草交鈔の交鈔類への優遇付振替による支払措置であつた。この康定元年の財政措置の結果、陝西糧草交鈔の大半は京師現銭によつては支払われずして交鈔類によつて支払われ、京師現銭発行の交鈔類の大半は振替発行の交鈔類によつて取つて替はれることとなつた。権貨務を軸とする京師現銭発行と京師現銭支払との均衡は、全く必要ではなくなつた。このような糧草交鈔支払に充てる交鈔類の振替発行を「讎換」と呼称し、讎換のために商人や交鈔が権貨務内諸係を移動することを「転廊」と呼称している。この讎換発行によつて、権貨務発行の交鈔類はそれまでの商業的需要の制約を破つて、巨額の交鈔類を増発することが出来、陝西糧草交鈔に対する支払困難という中央

財政の危機をもともかく解消することが出来た。宋史一百八十二食貨下四塩中の淮南塩の項に

康定元年、詔、商人入芻粟陝西並辺願受東南塩者、加數與之。

とあるのは、陝西糧草交鈔に対して「加數與之」という優遇を加えて東南末塩鈔を讎換発行するのを認めたことを初めて伝えるものであり、同書同項に

慶曆二年、又詔。入中陝西河東者、持券至京師、償以錢及金帛、各半之。不願受金帛者、予茶塩香藥惟其所欲。而東南塩利厚、商旅皆願得塩。

とあるのは、康定元年よりの末塩鈔優遇讎換発行の申明に加えて、河東糧草交鈔の優遇讎換や茶鈔などの讎換発行を認めたことを伝えるものである。記事は簡単で、「讎換」の語句は用いてはいないが、糧草交鈔に対して京師現錢では支払わずに、末塩鈔などの交鈔類の讎換発行によって支払うこととしたのは明きらかである。「東南塩」という表現によって、さも末塩の現物で支払うかのように記されているが、それが末塩鈔であることは問題なく、「持券至京師、償以錢及金帛、各半之。」とあるのは、かつての京師現錢支払の原則を示すに止まっていて、そんな余裕は無いことも明きらかであろう。このような権貨務における糧草交鈔の交鈔類への振替を「讎換」「転廊」と呼称していたことは、次のような記事によって認められる。即ち、同書同項の政和年間の条に

議者復謂、客人在京権貨務買東南末塩者、其法有二。一曰見錢入納、二曰鈔面転廊。今既許三路文鈔得以転廊、若更循旧制許以見錢入納、則客旅之錢當入於権貨。

とあるの「許三路文鈔得以転廊」とある転廊の財政措置を示した記事や、会要食貨三六権易天聖七年十二月の条にて三司が引用した天聖元年五月勅に

定奪所奏。陝西沿辺州軍、許客津般粮草赴倉場入納。乃以逐月逐旬每斗束確（8）の見売価錢紐計貫百、等第加饒給付交引、到京一文支還一文見錢。如情願便換外處州軍見錢、或算請茶貨香藥象牙顆末塩白礬交引、亦取客人穩便、

於在京權貨務、依入納見錢算買加饒則例、餽換交引文字、往指射去處請。

とあるのの軍糧納入から糧草交鈔の給付を受けそれを京師權貨務にて交鈔類に餽換するに至るまでの具体的手続を示した記事などがそれである。以上で交鈔類の優遇餽換発行が始められた事情が知られると思う。このような財政措置によって、權貨務を支柱とする中央財政は巨額の陝西糧草交鈔の圧力による財政危機をとにかく克服することが出来たわけであるが、残る問題は、そのような交鈔類の需要を無視した政府の一方的な餽換措置が商人に受入れられるのかということである。というのは、軍糧を納入する所謂北商は糧草交鈔への交鈔類餽換支払によって實質的には支払遅延の被害を受け、交鈔類の京師現錢発行を受ける所謂南商は需要超過未塩鈔の乱発による被害に露されるからである。しかしながらここで留意すべきは、未塩鈔の場合には「願受東南塩者、加數與之。」という餽換優遇を稍大幅に與えることによって北商の抵抗をかわし、又餽換発行未塩鈔を現錢発行よりも安価に入手出来ることによって南商の抵抗も少くすることが出来たことである。問題はただ需要を超えた交鈔流通の混乱が残るが、それは事後処置に任せる外はないということのようであった。このような次第で、交鈔類の餽換発行によって、中央財政収入は何も増加したわけでもないのに、見事に対西夏戦の開始による中央財政危機を解消することが出来た。正に苦肉の財政措置であると云えよう。

さて、康定年間に始められた餽換優遇措置によって、未塩鈔の流行使は大きな影響を受け、未塩鈔制度や東南官売塩法体制は相當な混乱に陥るのであるが、それは後節で考察するとして、その前に餽換についてまだ触れておくべき問題がある。その問題とは、交鈔類の京師餽換発行は康定年間が初めてというわけではなく、既に北宋の初期から行われていたことに注意しなければならないということである。長編卷三〇端拱二年十月癸酉の条に

自河北用兵、切於饋餉、始令商人輸芻糧塞下。酌地之遠近而優為其直、執文券至京師、償以緡錢、或移文江淮給茶塩。謂之折中。

とあるものの「移文江淮給茶塩」の措置は、軋廊・鬪換の文字こそ使っていないが、河北糧草交鈔を茶塩などに鬪換するものであるに相違なく、又宋史一八三食貨下五茶の項に

乾興以來、西北兵費不足、募商人入中芻粟、如雍熙法、給券以茶償之。後又益以東南緡錢香藥犀齒。謂之三說。

とあるものの「三說法」の措置も、糧草交鈔を京師にて三種の交鈔に分割鬪換するものであることに相違ない。これらの実質的鬪換の措置は、京師權貨務における交鈔類の現錢發行法や糧草交鈔への現錢支払法が推進されていなかった時期のものであるから問題は無く、ただ鬪換措置の古さを認識すれば事足りるのであるが、問題となるのは、現錢發行法と現錢支払法との均衡運営を保つ財政努力が払われていた天聖・景祐年間にも、交鈔類の京師鬪換發行が見られることである。たとえば、会要食貨三九市糴糧草天聖七年十一月三日の条に

三司言。西京管界今年大熟。欲許客旅於彼處入納諸色斛斛、依市価每十貫添七百文、令取便指射自京東京西及向
南州軍見錢。如願要香茶及顆末塩白礬等交引、並聽。從之。

とあるのは、西京洛陽にて臨時に穀物を納入させた際に、その代価として末塩交引などを充ててを認めたものであるが、この末塩鈔は西京糧草交鈔の提示に対して京師權貨務が鬪換發行するものに違いないと思われる。又会要食貨三六權易天聖七年十二月の条に

三司言。：(中略)：。省司看詳元勅、蓋為陝西沿辺州軍、地居山嶮、道路阻隘、所要糧草、難以幹運。是以擘
画、依每斗束確の見売価錢、許客人便糧草、給付客人交引、上京請領見錢。如恐客旅情願便換外處州軍見錢、或
算請茶貨香藥象牙顆末塩白礬交引、亦取客人自便。

とあるのは、陝西辺境の糧草交鈔への支払に末塩交引を充ててを認めたものであるが、この末塩鈔の發行も糧草交鈔に対する鬪換發行であったことは間違いないと思われる。これらの記事に加えて、先掲の「鬪換」の語法を伝えている天聖元年五月勅を参照すると、交鈔類殊に末塩鈔の京師現錢發行法が定着していた時期にも、緊急事態でもな

いのに、交鈔類の京師醵換発行法がきめ細く行われていたことが知られる。これらの天聖年間における交鈔類の醵換発行と康定年以降の中央財政危機下における醵換発行とを比べれば、醵換に対する理解が混乱してくる感を免れない。権貨務運営が通常の状態にある天聖年間に、既に交鈔類の醵換発行が普通に行われているのなら、権貨務を軸とする現鈔発行法と現鈔支払法との均衡運営は何の為のものであったのかという重大な疑惑を生ずるし、又更には、天聖年間に既に醵換が普通に行われているのなら、康定年間以降俄に醵換によって交鈔類の大増発を図っても、大した成果は挙がらぬのではないかという疑問も生じてくる。しかしながら、結論を先に言えば、これらの疑問は全く当たらない。というのは、天聖年間の醵換と康定年間以降の醵換とは、交鈔を醵換することにおいては全く変りはないが、醵換優遇の措置に大きな相異があったからである。康定元年の醵換には、簡潔ではあるが「加数與之」の優遇措置があったことを見落してはならない。天聖年間の醵換にはそれに匹敵するものがなかった。康定元年の醵換は、この優遇措置によって、京師現鈔発行末塩鈔の商業的需要の枠を破ることが出来たし、天聖年間の醵換は、その無いことによつて、京師現鈔発行法と併存することが出来たのである。この重要な醵換優遇の差異を天聖年間の醵換に重点を置いて考察しよう。

京師権貨務を軸とする現鈔発行法と現鈔支払法とが均衡を保つように運営されていた天聖・景祐年間においては、末塩鈔を主とする交鈔類の醵換発行は、現鈔発行と全く同等に扱われていた。これが、同じ醵換でありながら、天聖・景祐年間の醵換は激増せず、康定年間以降の醵換は激増した基本的理由である。既に掲げた記事であるが、会要食貨三六権易天聖七年十二月の条にて三司が引用した天聖元年五月勅に

定奪所奏。陝西沿辺州軍、許客津般粮草赴倉場入納。乃以逐月逐旬每斗束確の見売価錢紐計貫百、等第加饒給付交引、到京一文支還一文見錢。如情願便換外處州軍見錢、或算請茶貨香菓象牙顆末塩白礬交引、亦取客人穩便、於在京權貨務、依入納見錢算買加饒則例、醵換交引文字、往指射去處請。

とあるのによれば、天聖年間の交鈔類の兌換は「入納見錢算買加饒則例」によって、交鈔類の京師現錢発行と全く同等に扱われていたことが知られる。具体的に言えば、糧草交鈔の額面に記載された錢額は、交鈔類の京師現錢発行を求めた現錢納入と同等に扱われて、その錢額に現錢納入の際の加饒則例を適用され、割増となった錢額によって交鈔類の兌換発行を受けるということである。この際には、陝西納入時における穀物価格の優遇は直接の關係は無い。稍細目にわたるが、「入納見錢算買加饒則例」と称される交鈔類の現錢発行優遇の措置は、交鈔の種類により流通力により伝統によって優遇割合を大幅に異にするのであって、茶鈔などは甚だ厚く末塩鈔は薄い。優遇の薄い交鈔は行使甚盤や流通力の強い交鈔であり、優遇の厚い交鈔はその弱い交鈔である。会要食貨三六權易天聖八年十一月の条に

三司言。：（中略）：。今秋豆粟價賤。勸會馬料粟豆見在數無多。欲於在京折中倉、許客人中大豆三十萬碩粟二十萬碩。一依旧例、除依時估價例、每斛上添饒錢十文紐算價錢。每一百貫為則、内七十貫算請解州顆塩。即依在京入納見錢體例、每七百文支一貫文引、三十貫支向南州軍末塩、即塩上更不減價、亦無加擡。所有上件末塩三十貫文、更於權貨務貼納見錢三十貫文、亦依本務納見錢體例、每貫上加擡錢八十文、共六十二貫四百文、給向南末塩交引。：（中略）：。從之。

とあるのは、解塩鈔と末塩鈔の京師現錢発行優遇割合の大きな相異を示すものであって、解塩鈔は七百分の三百であったのに対し、末塩鈔の方は千分の八十であったことが知られる。実に五割に対するに一割である。この頃の茶鈔の京師現錢発行優遇率は八十分の二十乃至八十六分の十四であった。⁽¹⁰⁾これら二記事の参照によって、既に天聖年間初年の陝西糧草交鈔は末塩鈔に兌換することが出来、その際には糧草交鈔額面は權貨務の「入納見錢算買加饒則例」や「入納見錢體例」によって京師現錢納入と全く同等に換算され、末塩鈔兌換への優遇率は千分の八十であったことが知られる。これに対して、臨時に行われる京師穀物納入に際しての末塩鈔の京師物資発行は、京師穀物納入が陝西穀物納入程の重要性が無いため、何の兌換優遇措置の適用も無く、「塩上更不減價、亦無加擡。」の扱を受けたばかりか、更

に等額の現錢納入「貼納」によって、始めて末塩鈔の餉換発行が受けられる有様であった。貼納の現錢のみに千分の八十の優遇がつくのは當然である。以上の天聖年間における餉換の考察から、天聖・景祐年間の交鈔類餉換発行は、あくまでも京師現錢発行と同等或いはそれ以下の扱を受けたものであったことが知られる。この餉換運用の厳しきによって、天聖・景祐年間の交鈔類の餉換発行は節度を保っていたのである。会要食貨三六權易天聖七年十二月の条の末尾に、「在京權貨務及解州天聖六年正月一日至十二月終支過陝西沿辺州軍便糴糧草見錢茶塩諸般取引錢」として三司が引用した数字が載っているが、その總額二百四十七萬六千三百二十七貫二十六文の中、茶塩便錢に餉換されたのは七十四万七千四百六十三貫四百文であり、そのうち更に末塩鈔に餉換されたのは僅かに九万四千三百八十八貫七百文に過ぎなかったのを見れば、天聖年間の陝西糧草交鈔に対する末塩鈔餉換発行は微々たるものであったことが知られる。これは、餉換法運用の節度の結果であり、同時に比較になるぬ程の京師現錢発行法重視の結果であつたと言える。先に、康定・慶曆年間の如き餉換が既に天聖年間より行われているならば、京師現錢発行法の如きは形式に墮している恐れがあることなどを問題提起していたが、その疑問も氷解したことが知られる。要するに、餉換はすぐ交鈔類乱発につながるものばかりではなく、餉換が大問題となるのは過度優遇餉換の場合だけであるということであつた。

四、康定・慶曆年間の餉換発行末塩鈔の乱発

これまでの餉換法の考察から、交鈔類の餉換には、天聖年間より見られる陝西糧草交鈔を主とする餉換と康定年間より見られる陝西糧草交鈔の餉換との二通りの運営があり、前者は京師現錢発行法と同等に運営されていたのに対し、後者は京師現錢発行法を大幅に超える餉換優遇によって盛大に運営されていたことが知られた。これに、慶曆二年からは後者と同質の河東糧草交鈔の餉換が加わり、更に慶曆八年からは同質の河北糧草交鈔の「四説法」下の餉換が加わるわけである。天聖年間よりの餉換は、京師現錢発行法だけでは及ばぬ若干の財政運用不備を補う程度の補助的

なものであったが、康定元年以降の餽換は、対西夏戦に伴う京師中央財政危機の克服解消という大きな目的を背負っていた。この過大な目的を達成するには、ただ商業的需要に依存して京師現銭発行と京師現銭支出の均衡を保つだけでは不可能であり、これまでの交鈔類発行の制約を打破して、大量の交鈔類を餽換発行する必要がある。陝西糧草交鈔の餽換に従前には見られぬ優遇措置が與えられているのは、止むに止まれぬ事情があったからである。

さて、康定元年よりの陝西糧草交鈔に対する餽換優遇措置の実施は次のような記事によって知られる。居士集卷三十三尚書工部郎中充天章閣待制許公墓誌銘に

諱元字子春。……（中略）……自元昊叛河西、兵出久無功而天下勞弊。三司使言公材、以主權貨。公言、先時賈人入粟塞下、京師錢不足以償、則粟入愈少而餽愈高。是謂内外俱困。請高塞粟之餽、下南塩以償之、使東南去滯積而西北之粟盈。曰此輕重之術也。行之、果便。

とあるのは、対西夏戦に伴う陝西糧草交鈔の緊急増発によって京師權貨務が支払停止の状態となり、翻つて更には陝西边境軍糧の納入も停滞した異常事態の際に、三司使の推薦によって監在京權貨務となった許元が、「高塞粟之餽、下南塩以償之」と称する財政措置によって、京師權貨務財政危機を切抜けたことを伝えるものであるが、この「下南塩以償之」の抽象的表現の措置が、具体的実地的には權貨務餽換発行末塩鈔の相當大幅な優遇措置を指すものであることは察せられる。この當時、知延州として陝西地方防衛の重職にあった范仲淹は、この許元の意見も聞いたようであり、「下南塩以償之」と類似的の措置を強力に上申している。范文正公政府奏議卷下奏論陝西兵馬利害の章に

今陝西百姓已虚、三軍未振。或聞三說之法可以備辺、以臣所見、今權貨務商客纔有一百來名。縱許於陝西河東路以三說入中、即縁商客未多、且可少助糧草而已。若金銀錢帛、則歲時之内必難充足。臣所以請放行向南塩客、使客旅入納糧草并金銀錢帛數、更有逐處富實之家不為商旅者、必須以利勸之。臣請、逐處勸誘入納上件物色、一件納及得萬數、除給與向南末塩交鈔外、更與恩澤。一萬貫者與上佐官、三萬貫者京官致仕。

とあるのは、後に彼が東南發運判官に推挙した許元の説を受けて、權貨務の支払現錢が完全に欠乏して陝西軍需品の納入も収縮停滞している状況を打開するには、滞積している陝西糧草交鈔への茶・香藥鈔などの三説法による鬪換支払だけでは甚だ不充分であり、「向南塩客」を放行することも可能な末塩鈔の鬪換優遇發行を盛大に行うばかりか、ほとんど売官に類するような多額穀物納入者への贈官をも行なう緊急措置も必要であることを上奏したものである。康定元年一月延州金明寨が攻陥された頃の陝西非常事態の緊張感が見られる。許元の監在京權貨務としての在職期間や范仲淹の奏議の繫年は明確ではないが、この後、許元が三門發運判官を経て、慶曆三年五月には樞密副使范仲淹の推挙によって江淮兩浙荊湖制置發運判官に拔擢され、東南地方財政物資の京師集中輸送に活躍しているのを見れば、彼が監在京權貨務に在職していたのは、たしかに康定元年の頃になると思われる。さすれば、既に充分説明を加えた重要記事ではあるが、宋史一八二食貨下四塩中の淮南塩の項に

康定元年、詔。商人入芻粟陝西並辺願受東南塩者、加數與之。

とあって、初めて陝西糧草交鈔に対する「加數與之」と言われる末塩鈔の鬪換優遇發行措置が採用されたのは、陝西非常事態に伴う京師權貨務財政危機下における監在京權貨務許元の発案が採用され、彼の実施に任された可能性が甚だ濃い。そして更に、許元がその後長く東南發運使として財政收入物資を中央に輸送し、宋史の列伝にて「聚斂刻剝」と評されているのを見れば、¹³⁾末塩鈔の鬪換優遇による乱発はその聚斂の手始めであった感も深い。歐陽修が先掲の許元の墓誌銘の記事末尾で「行之、果便。」と記しているのも此の間の事情を伝えている。

ともかく、康定元年の詔によって、初めて末塩鈔の鬪換優遇發行は開始された。これまでも触れたように、この鬪換は「加數與之」の優遇措置によって、それまでの京師現錢發行法と同等な鬪換とは質を異にするものであったことに注意しなければならない。この非常措置による優遇がどの程度のものであったのか、又それまでの京師現錢發行の則例をどの程度上廻っていたのかなどのことを伝える資料があれば面白いのであるが、検出することの出来ないのは

惜しい。恐らく権貨務則例としての優遇率があり、何度か改変されたのであろうが、上奏類に引用されなかったため、残らなかったものと思われる。しかしながら、後述のような慶曆年間の末塩鈔流通価格の下落値などから見て、優遇率は二割程度が限度であつたろうとの推測はつく。このような餽換優遇によつて、権貨務に滞積していた多額の陝西糧草交鈔は、支払不能の権貨務現錢を諦めて、その請求を末塩鈔の餽換へ切替えたことは間違いない。この際に、陝西糧草交鈔を携えて来た北商が餽換によつて得られた末塩鈔を行使して、東南地方の末塩販売も始めたかと解するのは當たらない。北商はその末塩鈔を優遇範囲内割引によつて、京師現錢発行よりも安価に南商に売り、得られた現錢を資金として再び陝西糧草納入に活動するのである。范仲淹の先掲奏議中に「放行向南塩客」とあるが、末塩鈔への餽換優遇によつて、北商と南商とが各々その活動領域を拡大したわけではなく、南商の資金が権貨務を経ないで直ちに北商に渡り、陝西糧草調達納入に利用されたと考えた方が良い。京師金融資金も多くこの間に流入したのであろう。このような過程を経由する糧草交鈔の末塩鈔への餽換によつて、陝西辺境糧草の納入は再び活発になつたが、末塩鈔への餽換だけではまだ不充分であつたのか、慶曆二年には餽換優遇は交鈔類の總べてに拡大されている。先掲の宋史食貨志同項に

慶曆二年、又詔。入中陝西河東者、持券至京師、償以錢及金帛、各半之。不願受金帛者、予茶塩香藥惟其所欲。而東南塩利厚、商旅皆願得塩。

とあるのは、緊急糧草納入の必要が河東地方にも生じた故もあつて、糧草交鈔の餽換優遇が茶などの交鈔類にも拡大されたことを伝えるものである。しかしながら、経済的基盤と流通力の弱い茶鈔などは、京師現錢発行法下でも末塩鈔に比べて優遇率が高かつたから、茶鈔への餽換は有利ではなく、末塩鈔が主たる餽換の対象となつた。この現象は、先掲の范仲淹奏議中に「縦許於陝西河東路以三説入中、且可少助糧草而已。」とある予想とも良く合致する所である。

このような糧草交鈔の餽換優遇措置の施行過程で留意すべきは、この措置を立案推進したと見られる許元の意見の

中にも「高塞粟之価」として述べられている納入糧草価格吊上げの問題である。元來、陝西・河北の辺境などにおいては、大量の糧草納入を促進するために、その地域の実際価格にやや内地よりの運送費を加えるという形の積増しをし、それを糧草納入価格とする商人勧誘の措置があった。これを「辺上加擡」と言う。長編卷一百天聖元年正月丁亥の条の末尾に

商人入芻粟塞下者、隨所在実估、度地理遠近、增其直。以錢一萬為率、遠者增至七百、近者三百。給券至京師、一切以緡錢償之。謂之見錢法。

とあるのは、河北地方におけるこの措置の例である。余剰の少い地域で大量の糧草を納入させるには、當然の措置である。陝西地方の辺上加擡には、もっと詳細な例もある。会要食貨三六權易天聖七年十二月の条に引用された天聖元年八月勅に

陝西沿辺州軍、道路窄狹峻惡、即不同河北州軍水路地平易為般輦。令別定逐處入便糧草添饒錢數則例、令本路轉運司依此則例招誘客旅、津般夏秋色并隔新糧草赴倉場入納。環州一處、每十千支二千六百。慶州一處、每十千支二千二百。延渭州保安鎮戍軍四處、每十千支二千。鄜原儀州三處、每十千支一千五百。涇邠州二處、每十千支一千。

とあるのによれば、陝西辺境地方に位置する州軍の辺上加擡の割合は一割から二割六分にも達していたことが知られる。河北辺境地方の三分から七分に比べれば、その格差は大きい。これらの例を通観すれば、大量の物資調達の際の価格優遇は、流通経済にとつての必要不可欠の措置であり、その価格優遇が甚だ異常な高率に達するのでなければ、財政的弊害でもないと考えられる。しかしながら、対西夏戦に伴って更に大量の糧草の緊急調達が必要となると、より広範な地域から納入を募るために、より高率の流通経費を加えた辺上加擡の措置が必要となってくる。先の許元の意見に見られる「高塞粟之価」の要請は、このような観点から出たものである。こうして、これまでの適正な辺上加

擡では見られなかった高率の糧草価格優遇が現出する。「虚估」と称されるものは、適正な価格優遇を更に上廻る優遇額を漠然と指しているものであるが財政上大きな弊害となったのは明らかであろう。宋史一八二食貨下四塩中淮南塩の項に

八年（慶曆）、河北行四説法、塩居其一。而並辺芻粟皆有虚估、騰踴至数倍。

とあるのは、河北辺上加擡がこれまでの七分程度から数倍の高率に引上げられたことを伝えるもので、糧草納入価格が数倍になったと言うのではない。しかし、この場合でも辺上加擡は糧草価格の四割程度に達するから、陝西の場合には二割程度が十割にも達する甚だしい辺上加擡となる。このようにして、元来は適正な措置であった辺上加擡がすべて虚估と称される異常な価格優遇となった。この異常な弊害に満ちた辺境納入糧草優遇額も、總べて京師権貨務においてはそのまま高率の餼換優遇を受けてその大部分が末塩鈔となる。陝西糧草交鈔の餼換優遇による末塩鈔の乱発が、更に加速される所以である。

結 語

東南地方官売塩法体制下において行使された末塩鈔は、その発行を京師権貨務に管掌され、その京師現錢發行法と対称の機能を果たす辺境糧草交鈔の京師現錢支払法との均衡の下に運営されていたが、対西夏戦の開始に伴う大量の糧草交鈔への支払不能の事態下において、糧草交鈔の末塩鈔への振替（餼換）が採用された結果、商業的需要度を超えた大量の末塩鈔が発行され、順調な展開を遂げていた末塩鈔制度に大きな混乱を与えることとなった。本稿は、このような末塩鈔の餼換乱発に至る財政事情及び餼換の機構を考察したものである。

註（一）拙稿「北宋時代東南塩の官売法の推移について」（東方学第三十四輯）及び拙稿「北宋時代の東南官売下末塩鈔について」（北九州工業高等専門学校研究報告第一号）など。

- (2) 拙稿「北宋の東南地方に於ける官売法下末塩鈔制度の成立について」(青山博士古稀記念宋代史論叢)
- (3) 註(2)に同じ
- (4) 佐伯富「宋代仁宗朝における茶法について」(岡山史学第十号) 参照。解塩鈔については解塩南塩の考証を要する。
- (5) 註(2)に同じ
- (6) 註(4)に同じ
- (7) 原典には「入中陝東河東者」とあるのを訂正。
- (8) 原典には「権の見売価銭」とあるのを訂正。
- (9) 原典に脱字があるので「添」を挿入。
- (10) 長編卷一百天聖元年正月丁亥の条を参照。
- (11) 原典には「京師錢不足以償故錢償愈不足則粟入愈少而價愈高」とあるので、衍字と思われるのを除いた。
- (12) 長編卷一百四十一慶曆三年五月辛未の条参照。
- (13) 宋史二九九列伝卷五八許元伝参照。